

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

公益財団法人鹿児島県婦人会館（以下「当法人」という。）の定款第 15 条及び第 28 条の規定により、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬等及び費用（交通費、旅費、手数料等の経費を言う。以下同じ。）の支給の基準を次のとおり定める。

（定義）

第 1 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）常勤の役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （2）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- （3）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

（報酬等の支給）

第 2 条 当法人は、役員の職務の執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤の役員の報酬は月額とし、非常勤の役員に対しては、理事会その他当法人が主催する会議、行事等（以下「理事会等」という。）の出席の都度、定額の報酬等を支給することができる。
- 3 評議員に対しては、定款第 15 条第 1 項に定める金額の範囲内で、評議員会その他当法人が主催する会議、行事等（以下「評議員会等」という。）の出席の都度、報酬等を支給することができる。

（報酬等の額）

第 3 条 当法人の常勤の役員の報酬の額は、月額 65,000 円とする。

- 2 非常勤の役員の報酬の額は、理事会等に出席したときに定額 2,500 円とする。
- 3 評議員の報酬の額は、評議員会等に出席したときに定額 2,500 円とする。

（報酬の支給日）

第 4 条 役員及び評議員に対する報酬等は、常勤の役員に対しては毎月一定の定まった日に、また、非常勤の役員及び評議員に対しては理事会等又は評議員会等に出席した場合に、その都度支給するものとする。

（報酬等の支給の方法）

第 5 条 報酬等は、通貨を以って本人に支給する。但し、本人の申し出により本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

（通勤費の支給）

第 6 条 常勤の役員に対して、通勤費として、通勤に要する公共交通機関を利用した場合の料金の額を支給する。

2 通勤費の支給は、報酬等の支給の際に合わせて行う。

(交通費)

第7条 当法人は、非常勤の役員及び評議員に対し、理事会等又は評議員会等への出席に伴う交通費を支給することができる。

2 支給する交通費の額は、別表のとおりとする。

(その他の費用)

第8条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担する、又は負担した費用(交通費を除く。)を本人の請求により支給することができる。

2 前項の費用の支給は、本人の請求のあった日から遅滞なく支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規定を以って、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

別表 「役員及び評議員の会議等の出席に伴い支給する交通費の額」

支給対象者	支給額
鹿児島市内に居住する者	500円
大隅半島に居住する者	2,000円
上記以外の地域に居住する者	1,500円
離島に居住する者	実費